

令和6年12月吉日

SAKAESTA 貸室利用団体御中

## 団体登録更新のお手続きについて

SAKAESTA

館長 柴田 真紀

師走の候 皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素よりSAKAESTAをご利用いただきありがとうございます。

さて、貴団体におかれましては、利用登録の有効期限が近づいて参りました。お手数ですが次の通り必要書類のご提出とお手続きをお願い申し上げます。

### 【更新を希望される場合】

登録時の申込書写し(黄色)の表面・裏面をご確認いただき、『更新』に○印を付け、変更箇所がありましたら赤字でご記入ください。

令和7年3月31日(月)までに、窓口へご提出ください。

提出内容を当館にて確認後、新登録カードの発行が完了しましたらご連絡いたしますので、窓口にてお受け取りください。

### 【更新を希望しない場合】

登録申込書写し(黄色)の「抹消」に○印をつけ、令和7年3月31日(月)までに、窓口へご提出ください。

※ 期日までに書類のご提出がない場合は、「登録の更新を希望しない」とみなし、登録抹消とさせていただきますので予めご了承ください。

なお、更新確認の際、団体Ⅱでご登録いただいている団体様は、福祉保健協力団体としての定義に基づき、年度毎に『福祉保健活動記録報告書(ボランティアの活動記録)』をご提出いただきます。福祉保健活動記録報告書のご提出がない場合はⅢ団体となります。

ご提出の有無・活動内容により、改めて区分の見直しをさせていただきます。お受取り後に新しいカードの区分を必ずご確認ください。『多目的ホール』『地域ケアルーム』『グループ室』『料理室』を無料で利用される場合は、裏面の条件(団体定義)が必要です。

### 【地域ケアプラザとは】

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設(横浜市地域ケアプラザ条例)として設置された横浜市独自の施設です。

### 団体定義

団体区分	定義	【多目的ホール】 【地域ケアルーム】 【グループ室】【料理室】 利用料金
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体	無料
団体Ⅱ (福祉保健協力団体)	自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、 <u>福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上実施し、福祉保健活動記録報告書(第1号様式)により所定の期日までに報告する団体</u>	
団体Ⅲ (目的外使用団体)	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない施設の使用が認められる地域住民で構成された団体	有料
団体Ⅳ (法人<福祉保健目的>)	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人	無料
団体Ⅴ (法人<福祉保健以外>)	団体Ⅳに区分されない法人	有料

ご不明な点はお問い合わせください。

担当: SAKAESTA さかえすた

本郷台駅前地域ケアプラザ 熊谷昌子

本郷地区センター 高橋真由美

☎247-0007

横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目5番4号

TEL : 045-392-5157

FAX : 045-392-5183